

奨励事業の法人税免税恩典の行使



BOI第4投資促進部
アマラー・チャリットポット

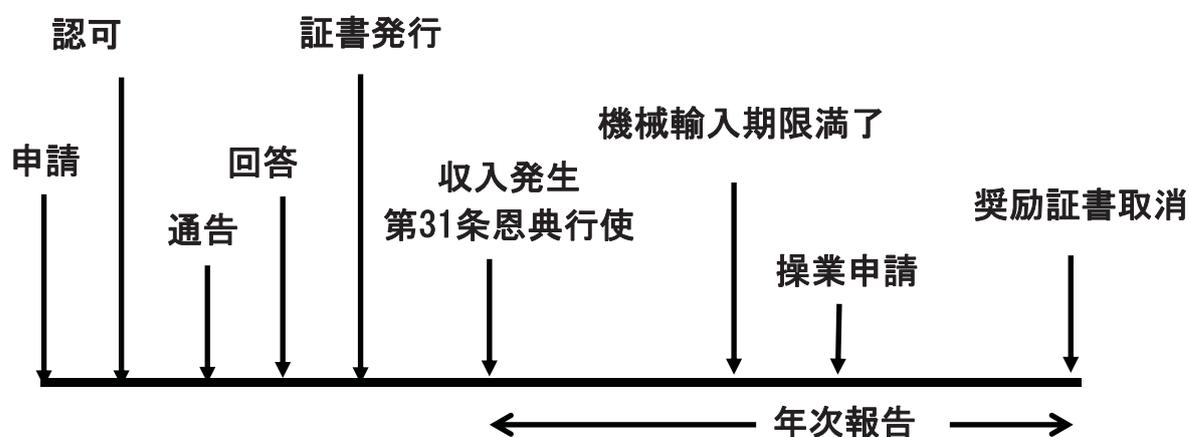
奨励証書の主要内容



奨励業種

類 1 農業および農作物	投資促進部 1
類 2 採鉱、セラミック、基礎金属	投資促進部 2
類 3 軽工業	投資促進部 1
類 4 鉄鋼製品、機械、運輸機器	投資促進部 2
類 5 電子・電気製品	投資促進部 3
類 6 化学品、紙、プラスチック	投資促進部 4
類 7 サービス、公共施設	投資促進部 4

全体の手続き



恩典奨励証書指定された

2. 法人税的恩典

1. 配当法人税免除 (第31条)
2. 金 (モ一 34)
3. 法人税減免 (第35(1)条)
4. 費用の2倍控除 (第35(2)条)
5. 減価償却の25%増控除 (第35(3)条)

第31条 第1段節

奨励事業より発生した純利益に対し、土地代
および運転資金を除き投資金額の100%まで
その事業の収入発生日より.....年間法人税
を免除する。

(法人税免除上限あり)

収入は1987年2月5日付け国税局布告に基づくものとする

第31条 第2段節

国にとって重要かつ特別に利益をもたらす事業に対し、その事業の収入発生日より……年間法人税を免除する。

(法人税免除上限なし)

収入は1987年2月5日付け国税局布告に基づくものとする

第31条 第3段節

第31条 第1段節または第2段節における事業の純利益とはスクラップや工程から発生する廃棄物など副産物を含む。

第31条 第4段節

第1段節または第2段節における免税期間中に発生した損益はその損益を免税期間終了後から5年以内に発生する利益から差し引くことができる。どの単年度または複数年度にわたる利益でもよい。

奨励証書の会計条件

第31条における恩典の場合

“ 免除対象の法人税を計算するために、奨励事業の収入・費用の勘定を他の事業(奨励事業か否か問わず)と別に作成すること。”

考え方

奨励事業は奨励証書に基づく条件に服従しながら、商務省が定めた一般会計原則に従って会計を作成し、歳入法典にも従う義務がある。

歳入法典に基づく義務

1. 会計期間

- 会計期間の初日は法人登記日となる。
(事業の初年度または最終年度は12ヶ月未満もある)
- 12ヶ月になるが、カレンダー一年度1月1日から12月31日までにしてもよいが、4月1日から3月31日まで、または10月1日から9月30日までにしてもよい。

2. 損益計算表を作成し、会計監査に承認してもらうこと。

3. 確定申告をすること(ポーゴードー50、ポーゴードー51)

奨励事業の収入発生日

商品代金をもらったか否か問わず、奨励プロジェクトが造った製品から収入が発生した日または発生主義(歳入法典第65条に基づき)に基づくプロジェクトがはじめて収入を確認した日で、法人税免除恩典の行使の開始日になる。

- * 奨励証書における認可日より前になってはならない。
- * 恩典受理年数は収入発生日から奨励証書に謳われる年数でその前日まで数えること。

例

第31条に基づき8年間の恩典で収入発生日が2007年11月11日とし、
恩典は2007年11月11日から2015年11月10日までになる

NON-BOI事業との収入・費用の割当

1. 奨励証書別に収入と費用を明確に分けること

2. 分けることができない場合

- 同一製品/収入は実際設備または製造のある事業規模で割り当てること
- 明確な基準がない場合、費用はそれぞれの収入に割り当てること

会計作成の注意点

- 収入・費用がどれの奨励プロジェクトのものか分けられない
結果 恩典行使が正しくない

第55/1条

法人税関連の恩典を取り消されることがある

(投資促進法(第3版)2001年)

法人税免除恩典 恩典行使申請

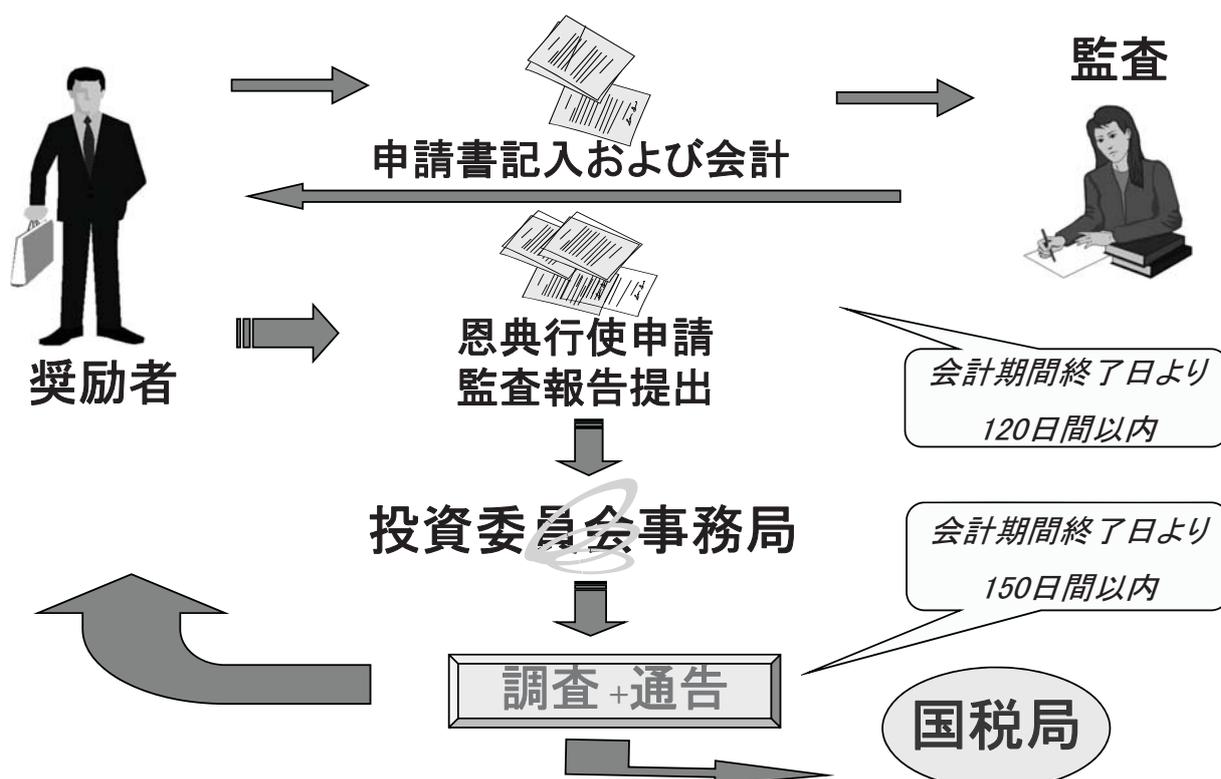
条件

“ 会計期間の終了日および120日間以内に事務局に
監査報告書を提出し、法人税免除恩典行使を申請
すること ”

恩典行使前の事業報告の原則

- 2000年以降の申請者に適用する
- 奨励証書番号は法人税免除対象者のXXXX(X) / 25XX となる
- 条件
 - “会計期間の終了日より120日間以内に事務局に監査報告書を提出し、法人税免除恩典行使を申請すること”
- この条件が謳われる最初の奨励証書における投資促進部に申請すること
- 利益があり、法人税免税恩典を受理する会計期間のみ申請すること
- 収入あり奨励証書における収入発生年度から法人税免除恩典を行使すること ができる事務局より操業認可がなくてもよい(事務局は奨励証書に定められた周期で条件を調査する)
- 恩典を行使する奨励証書があれば会社は認可されたすべての奨励証書のデータを記入し、監査に承認してもらうこと。

恩典行使前の事業報告手続き



投資委員会事務局布告第Por. 4/2544

法人税免除恩典行使前の事業報告手続きの件

奨励事業の監査および投資の成績評価を効率的に行うため、1977年投資奨励法第13条および第32条の権限ならびに委員会の承認を得て事務局は法人所得税免税特典を行使する前の事業実績報告の方法について以下の通り告示する。

1. 奨励者は、法人所得税の特典を行使する前に会計監査人に監査を行わせるために以下の書類を整えること。

1. 1 機械および設備のリスト

1. 1. 1 奨励証書ごとの機械、設備の登録を次のように行うこと。

機械設備の番号、輸入日、購入日、奨励証書の番号など

1. 1. 2 機械ごとの配置図と工場操業許可書などの各種許可書など

1. 1. 3 機械、設備の変更リスト(増減など)

– 機械、設備の増加については、インボイス、管理簿、輸入申告書、

Trust Receipt, 領収書、L/C, B/L, Airway Bill など

1. 2 生産量

1. 2. 1 奨励証書ごとで、製品(群)ごとに以下の書類

- 日ごとの生産量
- 月ごとの生産量
- 年ごとの生産量

1. 2. 2 製品管理簿で、例えば製品受入簿、Stock Card など

1. 3 販売量および販売額

1. 3. 1 奨励証書ごとに分けて販売量と販売額の以下のように

- 日ごとの販売量と販売額
- 月ごとの販売量と販売額
- 年ごとの販売量と販売額

1. 3. 2 インボイス、送状、製品管理簿、輸出申告書、L/C、領収書、B/L など
販売に関する書類、帳簿を備えること。

2. 会計年度終了日から120日以内に、奨励者は本告示に添付されている
様式により、公認会計士の監査報告書を付して法人所得税の免税申請
を提出しなければならない。

3. 事務局が奨励事業の検査を終了したとき、奨励者に対して法人所得税の
免税を受けることができる旨通知する。そして、当該会計年度終了日から
150以内に国税局に対して法人所得税の申請を行うこと。

4. この規準は、2001年会計年度から奨励証書に記載されているところ
に従い、事務局が同意した公認会計士の監査を受けた事業報告書を、
法人所得税免税特典を行使する前に提出、申請する条件が付けられ
た奨励者に適用される。
5. この告示で判断できないことは投資委員会長官が最終決定を下す。

2001年7月3日告示

(サタポン・カウターノン)

投資委員会長官署名

投資委員会事務局告示第Por.5/2544 号 件名：法人所得税免除恩典受理する奨励プロジェクト を調査する公認会計士の規則・方法

2001年7月3日付第ポ一4/2544号投資委員会事務局告示「法人所得
恩典行使前の事業報告方法」に基づき、2001年度より法人所得税免除恩典を行
する、法人税免除恩典行使申請条件に基づき奨励プロジェクトの調査を進め、奨励
証書に基づき事業報告をするため、公認会計士の方角を設けるために

仏暦 2520 年(1977 年)投資促進法第 13 条第 20 項の権限に基づき、投資委員会の承認の下、投資委員会事務局は以下の通り定め告示を發布する。

1. 会計監査法に基づき公認された監査であり、有効期間中の免許を持っており、会計監査監督委員会または国税局により免許を取り上げられたり、証券取引所またはタイ中央銀行または政府機関または国営企業により監査報告の承認を取り消されたことが無いこと。

2. 本告示に添付された、投資委員会の定めによる奨励証書条件の実行状況の監査方法に従って監査してもらう。
3. 本告示に添付された、投資委員会の定めによる奨励証書条件の実行状況の監査報告方法に従って報告してもらう。

告示日 2001 年(仏暦 2544 年)8 月 21 日

チャクラモン・パースクワニット

投資委員会事務局

副局長 局長代行



THAILAND OF INVESTMENT

投資委員会事務局
電話 0-2553-8111

WWW.BOI.GO.TH